

奈良県観光ガイドブック制作等業務委託仕様書

1. 委託業務名

奈良県観光ガイドブック制作等業務

2. 委託期間

契約締結の日から平成30年3月15日まで

3. 業務の目的

奈良県観光キャンペーンの一環として、「奈良はここで見るところ」をテーマとした奈良県の魅力を効果的にPRするガイドブック制作等により、奈良の奥深さ素晴らしさに共感する奈良ファンを増やすとともに、首都圏を中心としたエリアから宿泊を伴う観光客誘致の促進を図るとともに、じっくりと奈良に滞在し、観光消費していただけることが期待できる中高年層の誘客を図ることを目的とする。

4. 委託にかかる上限額

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務の内容

(1) ガイドブック制作

① ガイドブックの概要

日本の国の始まりの地としての奈良県には奥深い歴史文化、四季折々の花等の豊かな自然等、数多くの観光資源が点在し、本物に出逢え、心豊かに憩えることのできる魅力溢れる地として「奈良はここで見るところ」をコンセプトに、じっくりと奈良に滞在していただけることが期待できる人々をターゲットに奈良ならではの奥深さを紹介する冊子とする。

奈良県の魅力ある様々な素材について単なるスポット紹介ではなく、人に感動を与えるようなストーリーや写真で紀行風に紹介し、ライターによる記事で、奈良に行ってみたくなるような誌面とする。

なお、制作条件として、県内宿泊に繋がる可能性が高い購読者層を有する旅行情報誌への誌面掲載や制作物（全部または一部）の綴じ込み等（企画提案による）タイアップを伴う冊子とする。（旅行情報誌：全国版、発行部数原則3万部以上、掲載内容が奈良だけに限定しない月刊誌・季刊誌等）

② ガイドブックの掲載内容

① 表紙……………1ページ

ガイドブック冊子タイトルを提案すること

② 特集（旅行商品として造成可能な素材を含む内容であること）…16ページ以上

特集の最終1ページは奈良県ビジターズビューローの旅行商品を紹介すること

③ 代表的な伝統行祭事・秘宝秘仏公開・花の名所・イベント情報……2ページ以上

情報内容は通年版（1月～12月情報掲載）

- ④ 近鉄・JR西日本・奈良交通の案内ページ……………2ページ
 - ⑤ 交通アクセス・奈良県マップ・問い合わせ一覧等……………2ページ
 - ⑥ 裏表紙……………1ページ
- 体験型旅行商品・奈良ファン倶楽部等の案内や、県事業トピックス等を掲載

※データ支給：⑥（特集最終ページの旅行商品）④⑤⑥

イラストレーター・テキスト・画像データでパーツ毎に支給

③ 効果的PRの工夫

特に首都圏に重点を置きながら広く全国に向けて奈良を広報するものとし、交通事業者やメディア、旅行事業者等との効果的な連携など、県内宿泊を伴う観光客誘致の促進に繋がる工夫を盛り込むこと。

特に、ガイドブックの配布について鉄道事業者との連携にあたり駅置きが確保出来るよう委託者の調整に協力すること。

④ ガイドブックの仕様

規 格：最大A4版（それ以外は企画提案による）24ページ以上の製本（中綴じ）

数 量：150,000部以上（年1回発行）

印刷色：両面フルカラー

用 紙：マットコート60kg以上

校 正：文字校正最低2回、色校正1回

⑤ 発行日：提案内容による

（2）ガイドブック配布設置

上記（1）ガイドブックをビューロー指定箇所へ梱包・発送する。在庫が生じる場合は保管・管理し、順次、委託者の指示により梱包・発送する。（合計約700件）

※上記（1）⑤発行日を配布開始日とする。

（3）日本語版及び外国語版でのサイト掲載の承認

上記（1）②の④～⑥を日本語版及び外国語版で奈良県サイト等掲載を前提に、本素材使用等を承諾することとする。

（4）成果品

① ガイドブック（現物、pdfデータ）

② ウェブサイト掲載用jpgデータ（72dpi、RGB画像（加工前データ））

③ ウェブサイトデジタルブック作成用組版データ一式

④ デジタルサイネージ用データ

ガイドブック表紙jpgデータ（横1,920×縦1,080、解像度72dpi以上）

※③～⑤はガイドブック校了日から10日以内を納期とする。

⑤ 掲載された旅行情報誌等 各10部

⑥ 業務完了報告書1部及びそのデータ一式

6. 注意事項

- (1) 画像等使用に関する諸権利は、制作業者において使用承諾を得るものとし、使用料・掲載料等の別途支払いはありません。
- (2) 取材・撮影・編集・校正等の制作に伴う連絡調整は原則として制作業者にて行う。
- (3) 制作物には、奈良県観光キャンペーンロゴマーク等を使用するものとする。
- (4) 著作権の帰属
成果品の著作権等の取り扱いは、以下のとおり。
 - ① 制作受託者は成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）を、委託者に無償で譲渡するものとする。
 - ② 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
 - ③ 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (5) 秘密の遵守
受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、委託者の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者により貸与された資料及び成果品について、受託者は破損、紛失のないよう取り扱いに十分注意するものとする。
- (6) 仕様変更について
受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得ること。
- (7) 制作内容の決定について
制作内容は、受託者決定後、企画内容を委託者と協議し、制作内容を決定するものとする。企画内容に変更が生じる場合もあるが受託者は委託者の指示に従うこと。
- (8) その他
本業務の実施にあたっては、受託者は委託者の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、委託者の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。